

# ふるさと鹿児島U I ターン就活応援事業費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 知事は、鹿児島県内企業等のU I ターンによる人材確保を促進するため、県外大学生等のインターンシップ、採用面接の参加者に交通費等を支給した県内企業等に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱に定める用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「県外大学生等」 鹿児島県外の大学・大学院，短期大学，高等専門学校及び専修学校等に在学する学生又は高等学校，大学等を卒業後3年以内の者であって県外に居住する者
- (2) 「県内企業等」 鹿児島県内に就業場所となる事業所等を開設している，又は当該事業所等を開設する見込みのある企業（県外企業を含む）その他法人等及び個人事業者をいう。ただし官公庁，公立教育機関は除く。
- (3) 「事業所等」 本社，支社，営業所，工場など，事業活動が継続的に行われている場所をいう。
- (4) 「採用面接」 県内企業等が県外大学生等を正規採用するために実施する就職面接をいう。
- (5) 「インターンシップ」 県外大学生等が，県内企業等の事業所等で行う就業体験をいう。

## (補助対象者)

第3条 この補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は，県内企業等であって，次に掲げるすべての要件を満たす者をいう。

- (1) 代表者，役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が，鹿児島県暴力団排除条例（平成26年条例第22号）第2条に規定する暴力団，暴力団員，暴力団員等及び暴力団関係者に該当せず，かつ将来にわたっても該当しない事業者であること。また，これらの者が経営に事実上参画していない事業者であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を行う事業者でないこと。また，これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (3) 補助金の交付申請書の提出日の時点で倒産（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第35条第1項第1号に規定する倒産をいう。）している事業主（再生手続き開始の申し立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続き開始の申し立てをいう。）又は更生手続き開始の申し立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続き開始の申し立てをいう。）を行った事業主であって，事業活動を継続する見込みがある者を除く。）でないこと。

(補助対象経費及び補助限度額)

第4条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助限度額は別表に掲げるものとする。

(事前登録)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は「ふるさと鹿児島UIターン就活応援事業」事前登録書（別記第1号様式）により県に事前登録の申請を行わなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 前条による事前登録を行った補助対象者は当該補助対象事業を実施した後、「ふるさと鹿児島UIターン就活応援事業」補助金交付申請書（別記第2号様式）に次の書類を添えて知事に交付申請を行うものとする。

- (1) 県外大学生等への支払いを証明する書類
- (2) 補助対象者の口座預金通帳の写し
- (3) 誓約書（別記第3号様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税」という。）を減額して交付申請をしなければならない。

3 第1号に規定する書類は知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は前条に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認め「ふるさと鹿児島UIターン就活応援事業」補助金交付決定及び確定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知する。

(補助金の支払い)

第8条 知事は、前条による補助金の交付決定及び額の確定を行った場合は、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第9条 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずる

ことができる。

- (1) 規則及びこの補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。

(個人情報の保護)

第10条 補助対象者は、補助金の申請等に係る事務について、個人情報保護法に則って個人情報を取り扱わなければならない。

(書類の保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

<p>補助対象経費</p>	<p>補助対象者が採用面接又はインターンシップを行った県外大学生等に支払った交通費及び宿泊費（その年度の初日から2月末日までの期間内に支払ったもの）</p> <p>(1) 交通費          県外大学生等が居住地と鹿児島県内のインターンシップ又は採用面接の実施場所とを往復するために必要な公共交通機関（鉄道，電車，バス，飛行機，船舶）の使用に要した実費から消費税を控除した金額</p> <p>(2) 宿泊費          県外大学生等が鹿児島県内のインターンシップ又は採用面接に参加するために，その実施日の前日，当日に当該実施場所の近傍において宿泊に要した実費から消費税を控除した金額</p>
<p>補助限度額</p>	<p>1 補助対象者1者あたりの補助金額は2の金額の合計（千円未満の端数は切り捨て）で10万円を上限とする</p> <p>2 県外大学生等1人あたりの上限額は次のとおりとする</p> <p>(1) 九州（沖縄を除く）に居住する県外大学生等が採用面接又はインターンシップに参加した場合          1万円と補助対象者が県外大学生等に支給した額の2分の1の額のうちいずれか低い額</p> <p>(2) 九州以外（沖縄を含む）に居住する県外大学生等が採用面接又はインターンシップに参加した場合          3万円と補助対象者が県外大学生等に支給した額の2分の1の額のうちいずれか低い額</p>
<p>申請回数</p>	<p>補助対象者が行う申請は1者につき一回のみとする。</p>